平成３０年度

現場ニーズ試作品開発補助事業

公 募 要 領

平成３０年４月

大分県医療ロボット・機器産業協議会

目　　次

１．事業の概要---------------------------------------------------1

(１)目的　(２)実施方法　(３) 補助率等　(４) 補助対象　(５) 事業の仕組み

(６) 募集期間　(７) 注意事項

２．申請資格-----------------------------------------------------２

　　(１) 共同研究体の構成員資格要件　(２)申請者

３．申請手続-----------------------------------------------------３

　　(１)申請　(２)提出・問い合わせ先

４．申請上の留意点-----------------------------------------------４

　　(１)補助金の支払い　(２)申請要件　(３)補助対象経費の範囲

５．研究成果-----------------------------------------------------５

　　(１)事業成果の公開普及活動

６．補助事業者の義務---------------------------------------------５

　　(１)事後調査等　(２)証拠書類・購入物品の管理

現場ニーズ試作品開発補助事業公募要領

１．事業の概要

 (１) 目的

大分県医療ロボット・機器産業協議会では、平成２２年に大分・宮崎と共同で策定した東九州地域医療産業拠点構想（東九州メディカルバレー構想）に基づき、医療機器産業の一層の集積を目指しています。

　この構想の推進を図るため、医療機関・福祉施設等の現場ニーズに基づく医療関連機器の試作品開発を行い、医療関連機器産業への新規参入又は参入拡大を図る県内中小企業を支援します。

(２) 実施方法

医療機関・福祉施設等の現場ニーズに基づき、県内中小企業が医療関連機器の試作品開発を行う経費を補助します。

(３) 補助率等

　　　・補助率　　　：補助対象経費の総額に対して２／３以内

　　　・補助金額　　：１００万円以内／件

(４）補助対象

　医療機関・福祉施設等の現場ニーズに基づく医療関連機器の試作品開発を対象とします。

(５) 事業の仕組み

大分県医療ロボット・機器産業協議会

補助金

連携

ニーズ提供機関

事業実施主体

連携先は県内外問わず可

会員である県内中小企業

大学等研究機関

医療関連機器製造販売企業

医療機関・福祉施設等

連携

（任意）

*※委託は、大学等研究機関及び医療機関・福祉施設等に対してのみしか認められません。*

*（委託金額は、補助対象経費総額の１／２未満です）*

(６) 募集期間

　平成３０年４月２０日（金）から随時受付

　なお、予算の上限に達した場合は、その時点で募集を締め切ります。

(７）注意事項

・申請内容について別途ヒアリングを行うことがあります。

・申請書作成に係る費用及びヒアリングに係る費用は応募者の負担になります。

　・応募いただいた書類は返却しません。

２．申請資格

申請は以下の要件を満たした共同研究体の構成員たる県内中小企業のみが行えます。

　なお、補助対象経費総額の２／３以上を県内中小企業、ニーズ提供機関が担当するようにしてください。

 (１)共同研究体の構成員資格要件

　　①県内中小企業＜必須＞

ア）大分県医療ロボット・機器産業協議会の会員であること

イ）大分県内に主たる事業所を有する中小企業の参画を必須とします。

ウ）参画する中小企業は、医療機関・福祉施設等の現場ニーズ等に基づいた試作品開発を主体的に推進する　とともに、その成果・効用を利活用できることが必要です。

エ）県内中小企業のうち、共同研究体の中心となる１社が事業実施主体となり、補助金の申請主体となります。

オ）共同研究体には、総括研究開発代表者を置くことが必要です。総括研究開発代表者は試作品の計画、実施及び成果管理を総括する役割で、全体をマネジメントし、当該開発事業に係る全責任を有する者とします。総括研究開発代表者は、共同研究体に参画している県内中小企業の方に担当していただきます。

※中小企業の範囲

Ａ：資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす企業（但し、注２を除く）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種 | 資本金基準資本金の額又は出資の総額 | 従業員基準常時使用する従業員の数 |
| 製造業,建設業,運輸業,その他 | 　３億円以下 | ３００人以下 |
| サービス業 | ５千万円以下 | １００人以下 |
|  | ソフトウェア業又は情報処理サーヒ゛ス業 | 　３億円以下 | ３００人以下 |
| 医業を主たる事業とする法人 | － | ３００人以下 |

(注１)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注２)以下の項目に該当する中小企業を除く。（以下「みなし大企業」という）

・発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している法人

・発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上が複数の大企業の所有に属している法人

②ニーズ提供機関＜必須＞

ア）事業趣旨より、ニーズ提供元となる大学等研究機関、医療機関・福祉施設等の参画を必須とします。ここでいう大学等研究機関とは、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、公設試験研究機関、国立研究所(旧国立研究所であって独立行政法人を含む。)、独立行政法人国立高等専門学校機構、公益法人による研究所、第３セクターによる研究所のことをいいます。

イ）連携先となる大学等研究機関、医療機関・福祉施設等は県内外を問いません。

ウ）試作品開発を行う医療機関・福祉施設等の現場ニーズについては、大分大学医学部附属臨床医工学センターの運営するニーズ・シーズマッチングサイト「CENSENET」への登録をお願いいたします。（なお、公開を希望しない場合の取り扱いについては、臨床医工学センター事務局に直接お問い合わせください。）

(２)申請者

　事業実施主体（共同研究体の中心となる県内中小企業に限る）が応募してください。

３. 申請手続

(１)申請

①申請書様式

ａ)申請書様式は、「現場ニーズ試作品開発補助事業費補助金交付要綱」によるものを使用してください。

ｂ)申請書の用紙の大きさはＡ４判縦でお願いします。

ｃ)記入は内容の正確を期すため、コンピュータなどを利用して判読し易い表示で作成してください。

ｄ)申請書は日本語で作成してください。

ｅ)通しページは様式１を１ページとし、申請書下中央に打ってください。

ｆ)書類は２穴パンチで左側に穴を開け、左上角をクリップで留めてください。
（ステープラー等で綴じたり、製本等は行わないでください。）

このとき文字等が穴で読めなくならないようご注意下さい。

②必要書類

ａ)申請書　１部

ｂ)事業計画書　１部

ｃ)収支予算書　１部

③注意事項

ａ)提出書類に不備がある場合、審査対象とならないことがありますので、ご注意下さい。

ｂ)他の公的機関との採択等の重複を確認するため、同一テーマ又は類似のテーマの申請を行っている場合若しくは過去に採択された場合は、申請書に必要事項を記入して下さい。

ｃ)不明な点があれば事前に相談などを行ってください。また、ＦＡＸ又はe-mailによる提出は受け付けられません。

(２)提出・問い合わせ先

　本公募に係る申請書の提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。

〒870-8501　大分市大手町３丁目１番１号

　　　　　　大分県医療ロボット・機器産業協議会　事務局

（大分県商工労働部新産業振興室内）担当：松田、溝口、渡辺

TEL：097-506-3276／FAX：097-506-1753

E-mail：matsuda-miyuki @pref.oita.lg.jp

４．申請上の留意点

(１)補助金の支払い

本事業は原則として精算払いです。ただし、業務執行上、やむを得ない場合と認められる場合には、一部を概算払いにより支払うことも可能です。

(２)申請要件

申請にあたっては、以下の①～④のすべてを満たしている必要があります。また、申請にあたっては医療関連機器コーディネーターを積極的に活用してください。

①医療機関・福祉施設等の現場ニーズ等を解決する具体的な試作品開発を行うこと

②同一研究事業について他の公的機関から重複して資金交付を受けていないこと

③他者の知的所有権を侵害しないことを確認済みであること

④財産管理（実験機、試作機等の適切な管理）を行うこと

⑤財務能力（立て替え自己資金及び安定的な事業遂行が可能となる財務基盤）を有すること

(３)補助対象経費の範囲

補助対象経費は、事業の遂行に必要な経費であって、以下に示したものです。

補助事業を行うにあたり特別会計等の区分経理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

事業実施主体が行う事業に限らず、他の共同研究者が行う事業についても補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は、事業実施主体であるため、大学等研究機関及び医療機関・福祉施設等に対する委託の他は、事業実施主体が直接支出する経費についてのみ補助対象となります。

採択した場合には、補助対象経費の総額に対して２／３以内（上限１００万円）の範囲内にて補助金の交付を行います。

Ⅰ．プラント・機械装置費

補助事業である試作品開発の遂行に必要な設備(機械・装置)・物品等の調達（リース、レンタル等含む）に必要な経費です。

なお、凡用的な物品は原則として計上できません。また、「分析等機械装置」を購入する場合、取得価格が５０万円未満のものとします。ただし、先行品の購入を行う場合については除きます。

Ⅱ．原材料費

補助事業である試作品開発の遂行に直接使用する部品、原材料、消耗品等の購入に要する経費です。

Ⅲ．外注加工・分析費

補助事業である試作品開発において、原材料等の加工、分析を外部に依頼する場合に要する経費です。ただし、開発要素のないものに限ります。

Ⅳ．旅費

補助事業である試作品開発を遂行するために必要な旅費（宿泊費及び日当含む。）であって、補助事業者の旅費規程により算定された経費です。

技術指導者、講師等技術的な指導・助言を行う者が、補助事業である試作品開発の遂行に必要な協力を行うための旅費であって、補助事業者の旅費規程により算定された経費です。

Ⅴ．謝金

技術指導者、講師等技術的な指導・助言を行う者に対する謝礼であって、補助事業である試作品開発の遂行に必要な知識・情報・意見等の交換・検討・指導等を対象とします。

 Ⅵ．事務庁費

補助事業である試作品開発を遂行するための通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等）、複写費、印刷製本費、知的財産出願料等など、事務処理に係る経費です。

Ⅶ．委託費

委託費は、補助事業の一部について事業実施主体以外の試作品開発共同体構成員（大学等研究機関及び医療機関・福祉施設等に限る）に委託するのに要した経費です。当該経費の算定に当たっては、Ⅰ～Ⅵに定める項目に従ってください。（原則として補助対象経費総額の1／２以内）

５．研究成果

(１)事業成果の公開普及活動

当該補助事業として支援を受けた場合には、企業名とテーマ名を大分県医療ロボット・機器産業協議会のホームページ等で公開させていただきます。

また、補助事業者には、新聞、業界機関誌、専門雑誌、インターネット、各種発表会等を通じて大分県及び大分県医療ロボット・機器産業協議会が行う補助事業の成果の公開普及活動に協力していただきます。また、各参加機関において独自に成果を発表又は公開する場合は、特段の理由がある場合を除き、その内容が補助事業の結果得られたものであることを明示して頂きます。

ただし、知的所有権に関する部分の開示は、大分県医療ロボット・機器産業協議会と補助事業者の双方が協議し決定します。

６．補助事業者の義務

(１)事後調査等

①交付年度終了後の５年間、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。

②補助事業の成果の事業化又は産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により、収益を得たと認められた場合、その収益の一部を協議会に納付（納付額は補助金額が限度です）しなければなりません。

(２)証拠書類・購入物品の管理

　①補助事業に要した経費に関する証拠書類（見積書、発注書、納品書、領収書等）、現物等による執行の確認を行いますので、証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備したうえで、補助事業完了後５年間保管していただきます。

　②補助事業により取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。（他の用途への使用はできません）また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は協議会に納付（納付額は補助金額が限度です）しなければなりません。

※事業の実施にあたっては、「現場ニーズ試作品開発補助事業費補助金交付要綱」等の規程に従わなければなりません。